

船舶インシデント調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年10月8日 13時45分ごろ
発生場所	兵庫県洲本市洲本港東方沖 洲本港北防波堤灯台から真方位078° 4.6海里付近 （概位 北緯34° 22.0′ 東経134° 59.5′）
インシデントの概要	プレジャーボートNAGOMIは、航行中、主機の運転ができなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年11月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート NAGOMI、5トン未満（長さ10.07m） 293-25307大阪、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力169.20kW、回転数毎分2,900、6気筒、ボア105.8mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、平成3年12月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 2、視程 約5.7km 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、釣りを終えて帰航中、主機冷却海水流量低の警報が作動したので、船長が主機を停止した。</p> <p>船長は、主機を始動すると過熱する可能性を考慮して運航不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航された後、知人の遊漁船に引き継がれて出航地にえい航された。</p> <p>整備業者は、本インシデント後に主機を点検したところ、‘冷却海水ポンプ駆動用のVベルト’（以下「本件ベルト」という。）が長年の使用による経年劣化により破断していることを確認した。</p> <p>船長は、本件ベルトがいつから使用されているのか分からなかったが、本船を令和3年3月に中古で購入後、本件ベルトを目視で点検していて異常を認めていなかったため、交換したことがなかった。</p>
分析	本船は、本件ベルトが長年交換されていない中、航行中、本件ベルトが経年劣化により破断したことから、冷却海水ポンプを駆動できなくなり、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、本件ベルトが長年交換されていない中、航行中、本件ベルトが経年劣化により破断したため、冷却海水ポンプを駆動できなくなり主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、冷却海水ポンプ駆動用のVベルトの点検は、目視だけでなく、主機を停止した状態で触手点検を行い、摩耗やひび割れ等の劣化を認められた場合には交換すること。また、長期間使用されたVベルトは早めに新替えすること。